第４節　配当の制限

会社更生手続中は、株主に対する配当を行わない。

第５節　株式の譲渡

取締役会は、会社法第136条又は同第137条の定めによる譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。

第６節　定款の変更

更生会社は、定款の一部を別表14「定款変更表」記載のとおり変更する。但し、定款第６条の変更は、募集株式効力発生日に効力を生ずるものとする。

第７節　役員の選任

１　役員等の選任

役員等を次のとおり選任する。

⑴　取締役

水上　博和

濱本　彰二

赤根　　豊

田村　　守

三浦　恵美

⑵　監査役

中島　章智

⑶　会計監査人

監査法人五大

２　代表取締役の選定

次の者を代表取締役に選定する。

東京都品川区北品川四丁目８番14－201号

水上　博和

３　取締役、監査役及び会計監査人の任期

前記の取締役、監査役及び会計監査人の任期は、更生計画認可決定日から１年、又は、更生計画認可決定日から１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までの何れか短い期間とする。

４　役員等の変更、補充又は増員

前記３の任期内に役員等の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。但し、変更又は補充により選任又は選定された役員等の任期は前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員等の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。

上記期間内に更生手続が終結した場合には、本章記載の変更後の定款及び会社法の定めによる。

第８章　その他の事項

会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

別紙（省略）

別表１から16まで添付省略

以上

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３２号

埼玉県深谷市上野台319番地３

再生債務者　森山仲水こと　金　　仲水

１　決定年月日時　平成22年５月31日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月12日から平成22年８月２日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（再イ）第３９号

東京都青梅市藤橋２丁目524番地の29

再生債務者　菊池　迅人

１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月12日から平成22年８月２日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再イ）第６１号

東京都八王子市寺田町354番地１

再生債務者　渡部　雅人

１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月12日から平成22年８月２日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（再イ）第１４８号

横浜市瀬谷区南台１丁目10番地の５

再生債務者　佐藤　俊一

１　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月12日から平成22年７月20日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１７６号

神奈川県綾瀬市落合北６丁目４番38号

再生債務者　馬渡　　仁

１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月12日から平成22年７月20日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２１号

富山市荏原新町23番地１

再生債務者　篠田　賢由

１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月５日から平成22年７月12日まで

富山地方裁判所

平成２２年（再イ）第１１号

静岡県富士宮市万野原新田3351番地の７

再生債務者　大野　順一

１　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月５日から平成22年７月15日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２１年（再イ）第１１８１号

大阪市西淀川区大和田２丁目３番16号

再生債務者　池田　　晃

１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月15日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第２４３号

大阪府高槻市宮野町16番１－105号

再生債務者　中川眞紀子

１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月15日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第２４６号

大阪府箕面市桜井２丁目10番５号

再生債務者　小林　優子

１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月15日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第３４６号

大阪府枚方市春日元町２丁目30番６号

再生債務者　新庄　直也

１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月15日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第４１５号

大阪府枚方市出口５丁目31番11号

再生債務者　金谷　　隆

１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年６月28日まで

４　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月15日まで

大阪地方裁判所第６民事部